



まもりん

くらしの情報

冬号
2018

北九州市立消費生活センター

ご存知ですか？ プリペイドカードの種類としくみ

近年、買い物をする際に、消費者は多様な支払手段の中から、支払方法を選択できるようになってきています。クレジットカードやプリペイドカードに代表される電子マネー等、「キャッシュレス決済」は現金を持ち歩かずにカードやスマートフォンで買い物ができる手軽さから、身近な決済手段として、消費者の利用機会が拡大しています。

一方で、悪質商法や架空請求に利用されたり、複雑な仕組みを理解しないまま支払ってしまったことによるトラブルなど、新たなタイプの消費生活相談が寄せられています。

そこで、今回はプリペイドカードの種類としくみについて、紹介します。

(1) 紙型

全国百貨店共通商品券、クレジット会社の商品券、ビール券など

(2) 磁気型

QUOカード、図書カードなど

※ 紙型、磁気型とも使用できる金額があらかじめ券面、カードに記載されており、記載された金額までしか使用できない使いきりとなります。

(3) IC型

●交通系ICカード……SUGOCA、nimocaなど

●流通系ICカード……WAON、nanaco、楽天edyなど

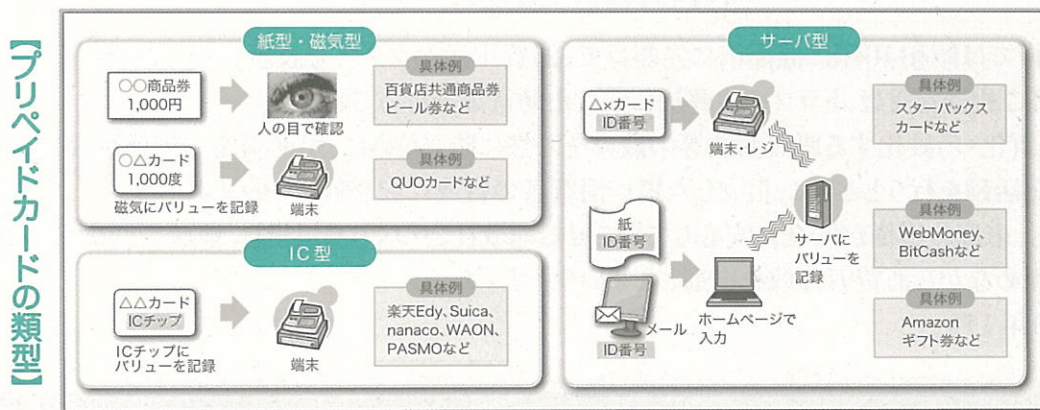
※ IC型はカードのICチップに使用できる金額が記録されており、残高が少なくなった場合にはチャージすることで、繰り返し使うことができます。購入時に、デPOSIT(預り金)や手数料が必要な場合があります。

(4) サーバ型

Amazonギフト券、iTunesギフトカード、auWALLETなど

※ サーバ型はカードが発行されるものもありますが、金額等の価値はカード自体ではなくプリペイドカード発行会社の管理するコンピューターのサーバ上に記録されます。また、カードを発行しないタイプ(カードレス)では、コンビニ等で購入できるギフト券等に記載されたID番号等をウェブ上で入力することで商品等の購入に利用できます。

※ このサーバ型を使った詐欺が発生しています。次にその相談事例を紹介します。



出典：国民生活センター

【消費生活相談事例】

☆アマゾンをかたる「架空請求」にご注意を！

昨日、携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行いたします。アマゾン。」と記載されたSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。連絡先に電話をかけると、「動画サイトの料金が1年間未納となっており、10万円の滞納金が発生している。今日中に支払わなければ、民事裁判に移行する。」と言われ、Amazonギフトカードをコンビニで購入し、その番号を電話で連絡するよう指示された。どうすれば良いだろうか。（50代女性）



アドバイス

- アマゾンの未納料金をSMSで支払えというのは詐欺の手口です。詐欺的な行為を行う事業者が実在する事業者をかたる場合があります。身に覚えがない請求には、絶対に連絡しないようにしましょう。
- ギフトカードを購入してその番号を連絡しろというのは典型的な詐欺の手口です。絶対に応じないようにしましょう。カードに記載された番号を相手に伝えると、カードの価値を相手に渡すことになり、取り戻すことが出来なくなります。絶対に番号を教えるはいけません。
- 不安に思うことがあったり、トラブルにあった場合はすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

☆「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれた「架空請求ハガキ」にご注意！

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。「このまま未納分の支払いがない場合は裁判を起こす。至急連絡するように。」と書いてある。

身に覚えはなかったが、差出人欄が「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」と国の機関のようで、不安になり電話を掛けると、弁護士に相談するよう言われた。

教えられた弁護士に連絡すると、30万円のプリペイドカードをコンビニで買って、番号を連絡するよう言われた。どうしたらよいだろうか。（70代女性）



アドバイス

- 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いたという相談が、多くの方から寄せられています。公的機関を装った名称を用いて、「裁判を起こす」「財産を差し押さえる」などと不安を煽って、電話を掛けさせ、お金を騙し取る詐欺の手口です。絶対に連絡してはいけません。
- プリペイドカードを購入してその番号を連絡しろというのは詐欺の手口です。カードに記載された番号を相手に伝えると、カードの価値を相手に渡すことになり、取り戻すことが出来なくなります。絶対に番号を教えるはいけません。
- 不安に思うことがあったり、トラブルにあった場合はすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

消費者行政の推進について

北九州市では昭和46年に他都市に先駆けて、消費生活センターを設置し、市民の皆様の消費活動に関するご相談を受け、トラブルの解決に向けた助言等を行っています。

また、悪質化・巧妙化する悪質商法等の被害を未然に防ぐために、出前講座や広報紙の発行など、様々な啓発活動を行うとともに、自立した賢い消費者の育成に取り組んでいます。

今後とも、市民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域や関係者の皆様との連携を深めながら消費者行政を推進してまいります。

平成30年1月

北九州市長 北橋健治